

# 国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau  
National Diet Library

論題 Title	イギリス下院の議員の歳費及び手当に関連する制度
他言語論題 Title in other language	Salaries and expenses for Members of Parliament in the UK as well as their related mechanisms
著者 / 所属 Author(s)	安田 隆子 (YASUDA Takako) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 政治議会課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	844
刊行日 Issue Date	2021-4-20
ページ Pages	53-73
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	イギリス下院は、議員の歳費及び手当の決定、支給及び調査を行う独立機関を設置し、手当の不正請求を含む非違行為を行った議員のリコール制度を導入した。本稿はこれらの制度の概要を説明する。

\* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

\* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

# イギリス下院の議員の歳費及び手当に関連する制度

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
政治議会課 安田 隆子

## 目 次

はじめに

### I 独立議会倫理基準委員会

- 1 設置経緯
- 2 組織及び業務
- 3 下院議員の歳費及び手当のスキーム

### II 法令遵守担当官

- 1 設置
- 2 手当の償還請求の一部又は全部を認めないとの IPSA による決定の審査の概要
- 3 不当な支払に関する調査の概要
- 4 活動実績

### III 刑事罰

### IV 2015 年下院議員リコール法

- 1 経緯
- 2 制度の概要

おわりに

別表 1 下院議員の歳費及び手当（2020-21 年度）の概要

別表 2 上院議員の日当及び旅費等（2020-21 年度）の概要

キーワード：議員歳費、議員手当、独立議会倫理基準委員会、下院議員のリコール

## 要 旨

- ① 2009年に発覚した議員経費スキャンダルに対する国民の批判を受け、イギリス下院は、独立議会倫理基準委員会を設置して議員の歳費の額の決定、手当の額及び支給方法の決定並びに支給事務を行わせ、法令遵守担当官を設置して手当の支給額の再審査及び不正請求に対する検査の手続を整備し、手当の不正請求に係る刑事罰を設けるとともに、手当の不正請求を含む非違行為を行った下院議員のリコール制度を導入した。
- ② 独立議会倫理基準委員会は、下院議員の歳費の額及び手当のスキームを決定し、支給額の審査及び支給業務を包括的に担っている。5人の委員で構成され、裁判官であった者、法定会計監査役として選任される適格性を有する者、下院議員であった者等が含まれる。
- ③ 歳費額の算定方法は、2015年5月に7万4000ポンド、その後毎年4月に公務員の公的部門の年平均給与改定額に応じて改定するとされている。算定方法は議会期ごとに見直される。
- ④ 手当のスキームには、対象となる費目、金額の上限、支給方法等が定められ、通常は毎年1回見直しが行われる。対象となる費目は、住居手当、事務所費用手当、秘書雇用手当等に分けられ、詳細に定められている。オンライン請求システムによる事後の償還請求が原則だが、独立議会倫理基準委員会が直接支払う場合もある。請求内容は、インターネットで公表される。
- ⑤ 独立議会倫理基準委員会が決定した手当の支給額に対する議員からの不服申立ての審査及び同委員会の不当な支払の調査を担うため、法令遵守担当官が設置されている。法令遵守担当官は、同委員会により任命されるが、同委員会から独立した職と位置付けられている。審査及び調査の結果はインターネットで公表される。
- ⑥ 2015年、下院議員リコール法が制定され、手当の不正請求に係る罪で有罪判決を受けた場合等の事由に該当したときは、リコール請求が開始される。請求対象議員の選挙区の有権者の10%が署名した場合にリコールが成立し、失職する。
- ⑦ 2009年以降の改革に対し、国民からの評価もあるが、不十分との意見もある。独立議会倫理基準委員会による規則重視の運用や償還請求の内容の公表は、議員の負担となっているとの評価もある。

## はじめに

2009年に発覚した議員経費スキャンダルによる国民の政治不信の高まりを受け、イギリス議会下院は、議員の歳費及び手当について下院が自ら決定し支給することをやめ、独立機関を設置して支給額及び支給方法の決定並びに支給事務を行わせることとし、手当の支給額の再審査及び不正請求に対する検査手続を整備し、不正請求に係る刑事罰を設けるとともに、手当の不正請求を含む非違行為を行った議員のリコール制度を導入した。独立機関による議員の歳費及び手当の管理については、導入当初は議員からの批判もあり、存続を危ぶむ意見もあったが、現在も維持されている。本稿は、イギリス議会下院の議員の歳費及び手当に係るこれらの制度について紹介する。

## I 独立議会倫理基準委員会

### 1 設置経緯

#### (1) 下院の歳費及び手当の監査強化に向けた動き

かつて、議員の歳費及び手当は下院が自ら決定しており、下院の決議により定められ、下院事務局から支給されていた。歳費及び手当の額は、1971年からは上級公務員給与審議会(Review Body on Senior Salaries)<sup>(1)</sup>の勧告を踏まえつつ決定されていた<sup>(2)</sup>。手当の支給事務は下院事務局資産部(Department of Resources)が所管し、議員からの請求書に記載されている目的が手当の枠組みに合致しているかを確認するのみであった。すなわち、手当の支出の監査は、支払が正しく計上されているか及び支払の相手方に間違いがないかの確認に限られ、手当の請求の規則性及び妥当性の確保の責任は、第一に議員にあるとされていた<sup>(3)</sup>。このほか、一般的な内部監査として、下院事務局は内部監査機能(Internal Audit)を持ち、政府内部監査マニュアル(Government Internal Audit Manual)に定められた基準に従って運用され、下院が直面するリスクの分析及び監査計画の策定を行い、毎年少なくとも1回の報告書を下院会計官(Accounting Officer)<sup>(4)</sup>に提出していた<sup>(5)</sup>。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年3月5日である。

(1) 常設の諮問委員会で、首相等に対し、閣僚を始めとする上級公務員の給与、年金、手当について諮問を受けて答申し、助言する。Review Body on Senior Salaries, *Forty-Second Annual Report on Senior Salaries 2020*, CP 272, July 2020, pp.iii-iv. <[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/902382/Senior\\_Salaries\\_Review\\_Body\\_Report\\_2020\\_FINAL.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/902382/Senior_Salaries_Review_Body_Report_2020_FINAL.pdf)>

(2) Richard Kelly, "Members' pay and allowances: a brief history," *House of Commons Library Standards Note*, SN/PC/05075, 21 May 2009, p.3. <<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN05075/SN05075.pdf>> 1911年、初めて歳費として400ポンド、手当として無償の文房具が認められた (*idem*, pp.2, 8)。

(3) House of Commons, *The House of Commons: Members Annual Report, Resource Accounts & Audit Committee Annual Report 2008-09*, HC 955, 20 July 2009, p.18. <[https://www.parliament.uk/globalassets/documents/commons-expenditure/member-annual-accounts/members\\_annual\\_report\\_resource\\_accounts\\_and\\_audit\\_committee\\_annual\\_report\\_2008\\_09.pdf](https://www.parliament.uk/globalassets/documents/commons-expenditure/member-annual-accounts/members_annual_report_resource_accounts_and_audit_committee_annual_report_2008_09.pdf)>

(4) 下院会計官は、下院の運営に係る資産の監査を行うことを任務とし、下院委員会(House of Commons Commission)により下院事務総長が任命されている(1978年下院(管理)法(House of Commons (Administration) Act 1978)第3条)。

(5) House of Commons, *op.cit.*(3), p.19.

2004年1月、議員経費委員会（Members Estimate Committee）<sup>(6)</sup>が設置され（下院規則（公的議事）第152D条）、議員の手当の管理に責任を負うことになった。同年6月、議員経費委員会は、下院会計官を支援するため、議員経費監査委員会（Members Estimate Audit Committee）を設置した<sup>(7)</sup>。議員経費監査委員会は、設置当初から議員経費及び手当の監査について懸念を示しており、同年12月には、外部委員が、手当のルールの見直しの必要性、議員からの手当請求の適切な監査方法の導入を提言したが、2005年2月、下院議長は、議員経費委員会は更なる外部監査は考えていない旨を表明した<sup>(8)</sup>。

2005年1月以降、報道機関による2000年情報自由法（Freedom of Information Act 2000）に基づく議員経費の公開請求が行われ、2008年1月には、デレク・コンウェイ（Derek Conway）下院議員が大学生の息子に対し秘書雇用手当から過大な給与を支払っていたことにより10会議日の登院停止処分となり、国民の関心が高まっていた。議員経費委員会は、2008年6月及び2009年1月に公表された報告書において手当の監査の強化について提案を行ったが、その多くは実現に至らなかった<sup>(9)</sup>。

## (2) 議員経費スキャンダルによる改革

2009年5月、デイリー・テレグラフ紙により、政党を問わず多数の国会議員による手当の不正請求が報じられた<sup>(10)</sup>。マイケル・マーティン（Michael Martin）下院議長が1695年以来初めて辞任を余儀なくされ、閣僚及び野党党首顧問が辞任し、下院議員3人及び上院議員1人が起訴され、2010年総選挙では149人の議員が立候補を断念するに至った。このスキャンダルを受け、来る下院総選挙に向けて政府及び下院は早急に国民の信頼を回復する必要に迫られ、2009年7月、法律案提出から1か月未満で2009年議会倫理基準法（Parliamentary Standards Act 2009）を制定し、下院議員の歳費及び手当等を所管する独立議会倫理基準委員会（Independent Parliamentary Standards Authority. 以下「IPSA」という。）を設置した<sup>(11)</sup>。

その後、公職倫理基準委員会（Committee on Standards in Public Life）<sup>(12)</sup>による2009年11月

(6) 委員は下院委員会と同じであり、当時は、下院議長、院内総務、野党第1党党首及び下院により選出されるバックベンチ議員（backbencher. フロントベンチ議員（frontbencher. 「幹部議員」とも訳される。）以外の議員を指す。すなわち与党において政府の役職に就いていない議員、野党において影の内閣の役職に就いていない議員の総称）3人で構成されていた。手当に関する決議について、軽微な修正を行うことはできるが、支給額の増加や新たな支出項目を認める権限はなかった。House of Commons, *The House of Commons: Members Resource Accounts 2004-05*, HC 541, 31 October 2005, pp.12-13. <[https://www.parliament.uk/documents/commons-expenditure/Member%20Annual%20Accounts/Members\\_Resource\\_Accounts\\_2004\\_05.pdf](https://www.parliament.uk/documents/commons-expenditure/Member%20Annual%20Accounts/Members_Resource_Accounts_2004_05.pdf)>

(7) 下院における内部監査を広く監督し、内部監査について報告を受けて検討を行い、会計年度ごとに1回の報告書を提出することとされた。当時は、委員は下院委員会委員から選ばれた下院議員2人、外部委員2人で、委員長は下院議員の委員が務めていた。 *ibid.*, pp.12-13, 34-36.

(8) House of Commons, *op.cit.*(3), p.48.

(9) Richard Kelly and Matthew Hamlyn, “The Law and Conduct of MPs,” Alexander Horne et al., eds., *Parliament and the Law*, Oxford: Hart, 2013, p.105.

(10) 2009年6月20日のデイリー・テレグラフ紙のまとめによると、下院では全議員645人のうち、労働党議員88人、保守党議員71人、自由民主党議員10人、その他の政党が4人の173人に上った。Peter Leyland, “Freedom of information and the 2009 parliamentary expenses scandal,” *Public Law*, 2009.10, p.677.

(11) 2009年5月の議員経費スキャンダル及びその後の2009年議会倫理基準法の制定までの経緯、2010年憲法改革及び統治法による改正前の2009年議会倫理基準法の概要については、齋藤憲司「英国における政治倫理—下院議員経費スキャンダルと制度の変容—」『レファレンス』No.710, 2010.3, pp.5-27. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_10322299\\_po\\_02710111.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10322299_po_02710111.pdf?contentNo=1)> を参照。

(12) 常設の独立した諮問委員会で、議員を含む公職者全体の倫理行為基準に関連する事項について監視・報告する責任を負い、首相に助言する。Committee on Standards in Public Life, “About us.” GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/organisations/the-committee-on-standards-in-public-life/about>>



公表の報告書<sup>(13)</sup>を踏まえて、2010年憲法改革及び統治法（Constitutional Reform and Governance Act 2010）により2009年議会倫理基準法が改正され、現在に至っている。

制度の運用開始直後は、IPSAに対して不満を持つバックベンチ議員（backbencher）も多く、歳費及び手当のコントロールを下院に戻そうとする動きもあった<sup>(14)</sup>。しかし、世論調査において歳費及び手当のコントロールを下院に戻すどのような提案にも国民からの強い反対が示されており、メディアによる炎上を恐れる各党の指導部にとって、バックベンチ議員の提案は現実的ではなく、各党の指導部の賛成を得られなかった<sup>(15)</sup>。

## 2 組織及び業務

### (1) 組織

IPSAは、政府及び議会から独立した機関である。IPSAは、委員長を含む5人の委員で構成される。委員の資格は、①少なくとも1人は高等裁判所裁判官であった者、②少なくとも1人は2006年会社法（Companies Act 2006）第42編第2章に規定する法定会計監査役として選任される適格性を有する者、③1人は下院議員であった者である。ただし、③を除き、直近5年間に下院議員であった者ではないとされる。委員長及び他の委員は下院の助言により国王が任命する。任期は5年を超えない定められた期間で、再任は1回に限り認められるが、再任期間は3年を超えることができない。委員の候補者の選定は、IPSAに関する下院議長委員会（Speaker's Committee for the Independent Parliamentary Standards Authority）<sup>(16)</sup>により行われる。

委員は、IPSAの業務全般について責任を負い、議員の歳費の額及び手当のスキームを決定し、IPSAの運営方針を決定する。委員が決定した運営方針に従い、統括執行役員（Chief Executive）、4人の役員及び一般職員がIPSAの業務を遂行する<sup>(17)</sup>。

IPSAの予算は、IPSAに関する下院議長委員会の審査を受け、下院議長により提出され、下院で承認される。IPSAは、毎会計年度末に会計検査院長（Comptroller and Auditor General）に計算書類を提出し、監査を受ける。2019-20年度の支出額は、歳費及び手当を含む議員関連費

(13) Committee on Standards in Public Life, *MPs' expenses and allowances: Supporting Parliament, safeguarding the taxpayer*, Cm7724, 2009.11. <[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/336903/MP\\_expenses\\_main\\_report.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/336903/MP_expenses_main_report.pdf)>

(14) 2010年7月、2009年議会倫理基準法改正案（Parliamentary Standards (Amendment) Bill 2010-12）が提出されたが、党の指導部に審議を阻まれた。また、議員経費委員会は、2011年12月、IPSAの運営の業務を下院事務局に戻すことなどを内容とする報告書を提出したが、下院で否決された。Oonagh Gay, "The New Regime: The Role of IPSA," Jennifer van Heerde-Hudson, ed., *The political costs of the 2009 British MPs' expenses scandal*, Hampshire: Palgrave Macmillan, 2014, pp.181-183; IPSA, *IPSA's First Parliament 2010-2015, Regulation, support, and remuneration*, May 2016, pp.42-43. <<https://assets.ctfassets.net/nc7h1cs4q6ic/37BWGZsAagkDVki5ZR1MA8/5b0e6d234b78f37ef0a4e982525dbc19/ipsas-first-parliament-2010-2015.pdf>>

(15) Gay, *ibid.*, pp.181-185.

(16) 委員会の構成は、下院議長、院内総務、倫理基準特権委員長（Chair of Committee on Standards and Privileges）、バックベンチ議員から下院において任命された者（5人）のほか、2010年憲法改革及び統治法による改正により、下院の議決により任命された外部有識者（3人）が加えられた。外部委員は、候補者を公募し、任期は5年を超えない期間とされ、再任は認められない。また、報酬はIPSAの予算から支払われる。

(17) 2019-20年度で、4人の役員を含む常勤職員（期限付職員及び派遣職員を含む。）は、平均83人であった。IPSA, *Annual Report and Accounts for 2019-20*, HC 1109, 21 January 2021, p.17. <[https://assets.ctfassets.net/nc7h1cs4q6ic/6rbg6dkP0d64mAgErrpgzL/52a567e304e95c313467cf4446cdf8a8/IPSA\\_Annual\\_Report\\_and\\_Accounts\\_2019-20\\_v4.pdf](https://assets.ctfassets.net/nc7h1cs4q6ic/6rbg6dkP0d64mAgErrpgzL/52a567e304e95c313467cf4446cdf8a8/IPSA_Annual_Report_and_Accounts_2019-20_v4.pdf)> IPSA設立時、従来の運用によりIPSAの独立性が弱まることへの懸念から、議員歳費及び手当について所管していた下院事務局資産部の上級職員の転籍は行われず、職員は主に法務省からの出向者で構成されていた。Gay, *op.cit.*(14), p.180; IPSA, *op.cit.*(14), p.31.

用が1億9308万4000ポンド<sup>(18)</sup>、IPSAの運営費用が767万6000ポンドとなっている<sup>(19)</sup>。

## (2) 業務

IPSAの業務は、主に歳費及び手当の支払を内容とする運営的業務と主に歳費の額及び手当のスキームの決定、支払の適切性の確保等を内容とする規制的業務に分けられる(表1)。あわせて、これらに関連する議員活動のサポート業務<sup>(20)</sup>を行っている。なお、2010年憲法改革及び統治法による改正により、規制的業務のうち議員の金銭上の利益に係る行為規範の制定に関連する業務は削除され、従来どおり下院が定めるものとされた<sup>(21)</sup>。

業務の遂行及び議員の支援に当たっては、効率性、費用対効果及び透明性を原則とし、運営的業務及び規制的業務は、できるだけ相互に独立して行わなければならないとされる。また、統括執行役員の代表権は、運営的業務に限られる。

表1 IPSAの業務

運営的業務	規制的業務
下院議員の歳費の支払	下院議員の歳費の額の決定
下院議員の手当の支払	下院議員の手当のスキームの策定及び見直し
下院議員の手当の請求の処理	下院議員の手当の請求手続の決定
	下院議員の手当の支払の調査手続の決定
	下院議員の手当の支払が不当だったことの決定
	法令遵守担当官(Compliance Officer for IPSA)に係る業務
	議員年金のスキームの策定及び見直し
	議員拠出年金基金(Parliamentary Contributory Pension Fund)の運営のスキームの策定及び見直し
	議員拠出年金基金の受託者委員会(Trustee Board)の委員1名の任命

(出典) 2009年議会倫理基準法別表第1第18条; 2010年憲法改革及び統治法別表第6; Djuna Thurley, "MPs' Pension Scheme: background," *House of Commons Library Standard Note*, SN01844, 27 October 2011, pp.49-50. <<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN01844/SN01844.pdf>> を基に筆者作成。

## 3 下院議員の歳費及び手当のスキーム

IPSAは、2010年5月以降の手当のスキームを策定し、2012年度からは決定もしている<sup>(22)</sup>。2012年4月以降は議員歳費額も決定している<sup>(23)</sup>。下院議長を始めとする下院の役職者には役

(18) 1ポンドは約141円。令和3年3月分報告書令レートに基づく。以下同じ。

(19) IPSA, *Annual Report and Accounts for 2019-20*, *op.cit.*(17), p.59.

(20) 議員秘書の給与の支払、モデル契約書、職務記述書(job description)及び職種に応じた給与額の策定、手当のスキームのガイダンス、議員秘書の研修イベントの実施等。IPSA, *op.cit.*(14), p.30.

(21) 議員の金銭上の利益に係る行為規範の制定は議院特権(parliamentary privilege)との問題を生じるおそれがあること、金銭上の利益を含めて倫理基準は下院が定めることで議員が受け入れやすくなると考えられることなどがその理由に挙げられた。Committee on Standards in Public Life, *op.cit.*(13), pp.99-100.

(22) 2010年憲法改革及び統治法第29条による改正(2011年5月24日施行)。

(23) 2012年4月からの歳費は他の国家公務員同様に前年度と同額とし、2013年4月から及び2014年4月からは他の国家公務員同様それぞれ前年度比1%増とした。Richard Kelly, "Members' pay and expenses and ministerial salaries 2019/20," *House of Commons Library Briefing Paper*, No.8839, 3 March 2020, p.12. <<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-8839/CBP-8839.pdf>>; *idem*, "Members' pay and expenses: current rates from 1 April 2013," *House of Commons Library Research Paper*, 13/33, 31 May 2013, p.5. <<https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/rp13-33/>>; IPSA, *Reviewing MPs' Pay & Pensions: A First Report*, January 2013, p.33. <<https://assets.ctfassets.net/>>

職給が歳費に上乗せされ、IPSA は 2013 年 4 月以降の下院特別委員長及び一般委員長団 (Panel of Chairs)<sup>(24)</sup> の役職給も決定<sup>(25)</sup>している<sup>(26)</sup>。

### (1) 歳費額の算定スキームと決定手続

2020-21 年度の歳費額は末尾の別表 1 のとおりである (参考として、上院は別表 2 を参照)。現在の歳費額の算定スキームの内容は、① 2015 年 5 月に年額 7 万 4000 ポンドとし、② 2016 年以降、毎年 4 月に公的部門の年平均給与改定額<sup>(27)</sup>に応じて改定することとなっている<sup>(28)</sup>。最初スキームは、2012 年から検討が始められ、意見聴取を経てまとめられ、2015 年 5 月から施行されたが、これが現在も維持されている<sup>(29)</sup>。

歳費額の算定スキームの見直しは、各議会期の 1 年目のほか、必要に応じて随時行わなければならない。見直しに当たっては、上級公務員給与審議会、利害関係者を代表して IPSA に招へいされた者、公務員担当大臣 (Minister for the Civil Service)、財務省、その他 IPSA が適当と認める者に対し、意見を求めることとされている。

### (2) 手当のスキーム

#### (i) 決定手続

手当のスキームには、手当の対象となる費目、金額の上限、請求方法等が定められている。通常は毎年 1 回、及び必要に応じて随時見直し<sup>(30)</sup>が行われる。見直しに当たっては、下院議長、公職倫理基準委員会、下院院内総務、下院議長に指定された委員会、下院議員、上級公務員給与審議会、歳入税関庁 (Her Majesty's Revenue and Customs)、財務省、その他 IPSA が適当と認

nc7h1cs4q6ic/E96VjeVHppcI0MvE1grZZ/6981adff6e13d0e4116305e680aec24d/MPs\_pay\_and\_pensions\_consultation\_January\_2013.pdf>

<sup>(24)</sup> 下院議長により任命された 10 人以上の議員で組織され、公法案委員会その他の一般委員会の委員長、全院委員会の仮委員長を務める。また、ウェストミンスター・ホールにおける議事を主宰する。近年は 40 人以上が任命されている。David Natzler and Mark Hutton, eds., *Erskine May's treatise on the law, privileges, proceedings and usage of Parliament*, 25th ed., London: LexisNexis, 2019, p.1023.

<sup>(25)</sup> 2013 年 3 月 19 日下院決議 (House of Commons, *Hansard*, vol.560(132), cols.900-902 (19 March 2013). <<https://hansard.parliament.uk/commons/2013-03-19/debates/13031970000001/ParliamentaryStandardsAct>>

<sup>(26)</sup> このほか、IPSA は 2011 年 10 月から議員年金のスキームも策定しているが、本稿では取り上げない。

<sup>(27)</sup> 国家統計局 (Office for National Statistics) による公的部門の週平均給与の 3 か月平均上昇率 (Average Weekly Earnings, KAC9) をベンチマークとする。

<sup>(28)</sup> IPSA, *MPs' Pay in the 2015 Parliament: Final Report*, July 2015, pp.5-6, 15. <[https://assets.ctfassets.net/nc7h1cs4q6ic/1FQsvZbPXmjTWRu2jTelY1/da5c9df0aa2de780ad3d5ce31b6e8c9b/MPs\\_Remuneration\\_Consultation\\_2015\\_-\\_Final\\_Report.pdf](https://assets.ctfassets.net/nc7h1cs4q6ic/1FQsvZbPXmjTWRu2jTelY1/da5c9df0aa2de780ad3d5ce31b6e8c9b/MPs_Remuneration_Consultation_2015_-_Final_Report.pdf)>

<sup>(29)</sup> IPSA は、2015 年 5 月に決定された歳費額の算定方法は、長期的な見地からまとめられ、2020 年まで基本的に変更する必要はないとしていた。2017 年に早期総選挙が行われ、2009 年議会倫理基準法により義務付けられていることから、第 57 議会期 (2017-2019) の開始直後に見直しが行われ、2018 年 10 月に公表された報告書において従来の算定方法を維持することとされた。IPSA, *Review of MPs' remuneration Consultation report*, October 2018 (updated June 2019), pp.7, 10, 38. <[https://assets.ctfassets.net/nc7h1cs4q6ic/3AkoLEUAYddiXUHioId3fv/1bd27a8760a11cd04541f1470fc4ebd2/MPs\\_Remuneration\\_Consultation\\_Report\\_2018.pdf](https://assets.ctfassets.net/nc7h1cs4q6ic/3AkoLEUAYddiXUHioId3fv/1bd27a8760a11cd04541f1470fc4ebd2/MPs_Remuneration_Consultation_Report_2018.pdf)> その後、2019 年に早期総選挙が行われ、第 58 議会期 (2019-) の開始後、2020 年 12 月を目途に見直しが進められ、公的部門の週平均給与の 3 か月平均上昇率を用いた従来の算定方法を維持することは適切だろうとした。もっとも、新型コロナウイルス感染症の影響により、従来どおり適用すると幅広い経済状況に合致しない額となり、有権者が現在直面する現実を反映しないおそれがあるとして、2021-22 年度の歳費は前年度と同額としている。“MPs don't decide their own pay, we do.” IPSA website <<https://www.theipsa.org.uk/mps-do-not-decide-their-own-pay-we-do>>; IPSA, *Consultation: Periodic adjustments to MPs' salaries*, October 2020, pp.8-9. <<https://assets.ctfassets.net/nc7h1cs4q6ic/51WwjCeAcLkF5h8k9AqW99/9e5f48e9f23992d06c632c3837df3461/20201008-consultation-periodic-adjustments-to-mps-salaries-final.pdf>>

<sup>(30)</sup> 新型コロナウイルス感染症の流行に対応するため、追加で 2020-21 年度は請求期間の延長などを認めた。詳細は末尾の別表 1 を参照。



める者に対し、意見を求めることとされている<sup>(31)</sup>。IPSA が策定した手当のスキームは、下院議長により下院に提出され、IPSA により一般に公表される。

## (ii) 概要

2020-21 年度の手当の概要は、末尾の別表 1 のとおりである（参考として、上院は別表 2 を参照）。2010 年 5 月に公表された第 1 次スキームは、2009 年 11 月公表の公職倫理基準委員会報告書<sup>(32)</sup>を参考に策定された。スキームが複雑で使いにくいとの議員の不満に対応し、運営費と賃借費に分かれていた事務所費用手当を統合し柔軟性を高めるなど第 3 次（2011-12 年度）及び第 4 次（2012-13 年度）に大きな変更があり<sup>(33)</sup>、第 9 次（2017-18 年度）に運用ルールの簡素化が進んだが、現在の第 12 次（2020-21 年度）まで大枠は維持されている。

手当の支出は議員活動に限定され、それ以外の政党活動、選挙運動、国民投票運動、大臣としての活動等に支出することはできない。2009 年議員経費スキャンダルで濫用された住居手当及び国民の注目の高い旅費の取扱いは厳格化された。議員本人、配偶者、両親、子等の親族等から購入又は賃借した費用の償還請求及び議員に雇用された親族等への給与の支払は認められなくなった。また、手当から給与等が支給されている議員秘書の勤務時間中の選挙運動は認められないことも明確化された。費目ごとに毎年度の予算の上限が定められており、他の費目の予算を流用することや翌年度への繰越しは認められない。

このほか、議員秘書の給与等が手当に含まれることから、秘書雇用手当が適切に支出され、議員秘書に適切な条件が示されていることを保証するため、IPSA は、スキームとは別に、議員秘書のモデル契約書、職務記述書及び各職種のモデル給与額を策定し公表している<sup>(34)</sup>。

## (iii) 請求手続

歳費及び役職給以外の手当は、原則として、対象となる経費の支出をした議員又はその代理人からの償還請求に応じて支払われる<sup>(35)</sup>。償還請求は、支出があった日から 90 日以内<sup>(36)</sup>にオンライン請求システムにより必要な証拠資料を添えて行い、IPSA が償還の可否及び金額を決定する。ただし、鉄道料金及び航空券、IPSA 指定業者からのオフィス用品購入代金、地元事

(31) 2010 年 5 月に公表された最初の手当のスキームの策定に当たっては、2010 年 1 月 7 日、「下院議員に係る費用案：意見募集（MPs' Expenses: a consultation）」が公表され、2 月 11 日までの 5 週間をかけて、IPSA の意見募集ウェブサイトによる調査、電子メールや郵送による書面の提出、IPSA によるイベントの開催、IPSA 委員による対面での意見聴取、電話による世論調査などにより行われ、これらの結果もウェブサイトにより公表された。提出された意見は 2,700 件を超える数に上った。IPSA, *The MPs' Expenses Scheme*, HC 501, 29 March 2010, pp.55-56. <[https://assets.ctfassets.net/nc7h1cs4q6ic/62omp52KcQxUKPp4nAbN3c/a03a87de7b9de203f685d821161d44b2/Scheme-2009-10\\_No01.pdf](https://assets.ctfassets.net/nc7h1cs4q6ic/62omp52KcQxUKPp4nAbN3c/a03a87de7b9de203f685d821161d44b2/Scheme-2009-10_No01.pdf)>

(32) Committee on Standards in Public Life, *op.cit.*(13)

(33) IPSA, *op.cit.*(14), pp.8-11, 33.

(34) IPSA の業務は、あくまでも議員秘書の給与の支払に限られ、議員秘書の雇用に関連する事項は所管外とされる。IPSA, *Review of the Scheme of MPs' Business Costs and Expenses and IPSA's publication policy Consultation Report and Equality Impact Assessment*, March 2017, pp.21-24. <[https://assets.ctfassets.net/nc7h1cs4q6ic/3HpWclhxFmjmVvyV2AVhd0/9cab8e23b9a112cfdbe69c49f289e713/2017-03-16-ipsa-review-of-scheme-of-mps-business-costs-web\\_March\\_2017.pdf](https://assets.ctfassets.net/nc7h1cs4q6ic/3HpWclhxFmjmVvyV2AVhd0/9cab8e23b9a112cfdbe69c49f289e713/2017-03-16-ipsa-review-of-scheme-of-mps-business-costs-web_March_2017.pdf)>

(35) この項の記述は、IPSA, *The Scheme of MPs' Business Costs and Expenses: 2020-21*, HC 95, 12 March 2020. <<https://assets.ctfassets.net/nc7h1cs4q6ic/YNXhXGHBh6TxweD0JV2vu/6d3dbe993900961bb6eb8ee32cf6f5e4/scheme-2020-21.pdf>> による。

(36) 新型コロナウイルス感染症の流行により、2020-21 年度は、120 日以内に緩和された。IPSA, *Addendum to the Scheme of MPs' Business Costs and Expenses: 2020-21*, HC555, 25 June 2020, p.7. <[https://assets.ctfassets.net/nc7h1cs4q6ic/2M2smNGm3F01nxJ7hvqk7w/b49822f935739c49f8abac7e4e341458/Scheme-2020-21\\_No12\\_addendum.pdf](https://assets.ctfassets.net/nc7h1cs4q6ic/2M2smNGm3F01nxJ7hvqk7w/b49822f935739c49f8abac7e4e341458/Scheme-2020-21_No12_addendum.pdf)>

務所の賃料、議員秘書の賃金並びに IPSA が交付する支払カード (payment card)<sup>(37)</sup>により購入した物は、IPSA が直接相手方に代金を支払うことができる。オンライン請求システムを当初から導入した背景には、議員からの非公式の圧力を避けることがあったとされるが、当初は、官僚主義的な対応やオンライン請求システムによる手続のみで直接の窓口がないことに対する議員の不満が高かった。IPSA は、オンライン請求システムの改修を進めつつ、オンライン請求システムの研修 (対面も含む。) を充実させ、議員個人又はグループとの対面での相談にも対応するとともに、直接支払や支払カードによる支払の拡大を進めている<sup>(38)</sup>。

償還請求の一部又は全部が認められなかったときは、議員は、その決定があった日から 14 日以内に、IPSA に対し、①スキームの適用の誤り、② IPSA の運営上の誤り、③追加の証拠資料の提出を理由として再審査を求めることができる。再審査は、(iv) の通常の審査を行う部署とは別の監査チームが行う<sup>(39)</sup>。なお、IPSA による再審査に不服がある場合については、II 2 を参照。

#### (iv) 償還請求の審査

IPSA に提出される償還請求は年平均で約 18 万件に上る。IPSA は、業務開始直後は、全ての請求について少なくとも 2 人により審査していたが、2011 年、会計検査院から、償還請求への支払を行う他の機関同様に現実のリスクに応じた審査を行うべきとの指摘を受け、現在は、以下の 3 段階の方法で審査している<sup>(40)</sup>。

##### ①事前審査 (Pre-payment validation)

償還請求のうち、IPSA が直接相手方に支払わないものについて、誤りが生じやすい項目から各々の日でランダムで事例を抽出し、支払がスキームに適合しているか、議員は十分な情報を提出しているか、適切な項目に分類されているか、添付の証拠資料が請求内容及び金額に適合しているかを確認する。2019-20 年度は、179,206 件の償還請求があり、うち約 3 分の 1 に当たる 52,752 件は IPSA が直接業者に支払ったもので、残りは議員からの事後請求又は支払カードによる請求である (議員秘書に対する給与支払は含まない)。事前審査においては、63,909 件の事例を抽出して個別に確認し、354 件は償還しないことと決定した。償還請求を受理してから支払の決定まで、個別に確認する事例を含めて平均 5 日を要している。

##### ②事後審査 (Post-payment validation)

全ての償還請求の一定数につき、支払後に遡及的に監査を行う。これにより、請求の文脈を見ることができ、事前審査で着目しなかった異常なパターン、外れ値、二重請求、繰り返される間違いを確認することができる。必要に応じて追加の情報の提供を求め、議員に面会を求め

(37) クレジットカードと同種のもので、償還請求が認められるまでの間の議員の資金負担を軽減するために導入された。限度額は、1 回の買物に 2,000 ポンド、1 か月に 4,000 ポンドとされている。支払カードの利用明細は、翌月に各議員に通知され、各議員は、30 日以内にオンライン請求システムに入力し、当該支払に関連する必要な証拠書類を IPSA に提出するか、手当の対象外の支払として当該額を返金しなければならない。この手続が行われない場合は、支払カードの使用が停止される。返金は、30 日以内に行わなければならない。IPSA, *Assurance Review: MPs' use of their IPSA payment card: Analysis of expenditure and compliance*, February 2020, pp.4-5. <<https://assets.ctfassets.net/nc7h1cs4q6ic/3kFFwB930kM14DyPsDYcm4/959bfc051db12d27244b9e7a762879c3/assurance-review-of-mps-use-of-their-ipsa-payment-card.pdf>>

(38) IPSA, *op.cit.*(14), pp.31-33; Gay, *op.cit.*(14), pp.180-181.

(39) IPSA, *Annual Review of Assurance 2019-20*, January 2021, p.6. <<https://assets.ctfassets.net/nc7h1cs4q6ic/2dehaW0VGYsUqOJXZuWIXn/0cd0e97c327aef8f5fedb9918bef0aa5/annual-review-of-assurance-2019-20.pdf>>

(40) IPSA, *op.cit.*(14), p.14; *ibid.*, pp.5-12.

ることもある。不正請求が確認された場合は、返金を求める。2019-20年度は、事前審査に重点を置くこととし、事後審査は例年より少ない426件を実施した。必要に応じて追加の情報請求及び議員との面会を行い、25件（909.98ポンド）で返金を求めた。また、2019年総選挙において立候補を取りやめた議員及び落選した議員の全てに事後審査を行い、今後報告がまとめられる予定である。このほか、二重支払が疑われる212件について調査を行い、41件（4081.41ポンド）を二重支払と確認した。

### ③テーマ別審査（Thematic reviews）

毎年、2件程度のテーマを選んで審査を行い、不正請求が確認された場合は、返金を求める。2019-20年度は、少数の議員が繰り返し個人的な費用の支払に用いているとの証拠に基づき、支払カードの使用実態を審査した。また、2017-18年度に実施したスキームの変更の影響について審査を行った。

## （v）請求内容の公表

IPSAは、各議員の手当の支払に関する情報<sup>(41)</sup>を公表しなければならない。ただし、警察の助言により議員、議員秘書及び家族の安全に関わるとされた情報、1998年データ保護法（Data Protection Act 1998）で保護される情報等は公表しない。償還請求は2か月分ずつまとめてIPSAのウェブサイトで公表される<sup>(42)</sup>。なお、IPSAには2000年情報自由法が適用され、議員の手当等に関する情報も同法による情報公開請求の対象となる。

## II 法令遵守担当官

### 1 設置

2009年議会倫理基準法により、下院議員の金銭上の利益に関わる倫理問題の調査を担当する議会調査コミッショナー（Commissioner for Parliamentary Investigations）が設置されたが、施行前に2010年憲法改革及び統治法による改正により廃止され<sup>(43)</sup>、代わりに法令遵守担当官（Compliance Officer for IPSA）が設置された。

法令遵守担当官は、①手当に係る償還請求の一部又は全部を認めないとのIPSAの決定の審査のほか、②手当の不当な支払に関する調査を行う。法令遵守担当官は、IPSAにより任命され、給与や職務遂行に必要な資源の提供を受け、年次報告書を提出するが、IPSAの監督を受けることはなく、独立した職と位置付けられている。任期は5年を超えてはならず、再任も認めら

(41) 議員ごとに、①オンライン請求システムによる全ての償還請求の詳細、IPSA指定業者から購入した物品、②手当の予算額、使用額、③手当の追加額、④議員秘書の給与（休職手当、解散手当を含む。）の支払額、⑤旅費の詳細、⑥議員秘書情報（職種、常勤・非常勤の別等）、⑦賞与額、⑧IPSAへの返金額、⑨返金免除額が公表される。請求の基となる領収書は公表されない。障害がある議員等のための障害を理由とする費用の補助及び警備費用の補助は、全ての議員の合計額が公表される。IPSA, *IPSA Publication Policy*, July 2018. <<https://assets.ctfassets.net/nc7h1cs4q6ic/24AU8HCHuD1v4T6AZW15QO/49069371f17e73ff65526fdbf5469c5b/ipsa-publication-policy.pdf>>; Oonagh Gay, “The publication of MPs’ expenses by IPSA,” *House of Commons Library Standards Note*, SN/PC/05784, 22 November 2012, pp.7-8. <<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN05784/SN05784.pdf>>

(42) 例えば、8月及び9月にIPSAが支払を完了した償還請求は、翌年の1月第3木曜日に公表される。“When do you publish details of MPs’ claims?” IPSA website <<https://www.theipsa.org.uk/a-guide-to-mps-business-costs>>

(43) 議員の金銭上の利益も含めた行為規範は下院が定めることとし、議会倫理基準コミッショナー（Parliamentary Commissioner for Standards. 議員以外の者から下院により任命され、下院議員の倫理基準を定める行為規範（Code of Conduct）違反等を調査し、倫理基準委員会（Committee on Standards）に報告する。）の機能を強化するのであれば、議会調査コミッショナーは不要とされた。Committee on Standards in Public Life, *op.cit.*(13), pp.102, 106-107.



れない。2011年12月以降、法令遵守担当官に任命された者は、いずれも警察官として長い職歴を有している。

## 2 手当の償還請求の一部又は全部を認めないとのIPSAによる決定の審査の概要

IPSAによる決定について、IPSAによる再審査後もなお不服があるときは、議員は、法令遵守担当官に対し、審査を申し立てることができる<sup>(44)</sup>。

申立てを受けた法令遵守担当官は、議員及びIPSAに対し、必要に応じて追加情報の提供を求め、IPSAの決定の適否を審査し、決定する。法令遵守担当官の決定に不服があるときは、議員は、決定があった日から28日以内に、第一審審判所租税室（First-tier Tribunal (Tax Chamber)）<sup>(45)</sup>に対し、不服申立てができる。

なお、法令遵守担当官の決定はウェブサイトにおいて公開される。

## 3 不当な支払に関する調査の概要

法令遵守担当官は、手当の不当な支払に関する調査を行う。調査は、①申立て、調査不要又は開始の決定、②暫定的所見（Statement of Provisional Findings）、③所見（Statement of Findings）、④終了報告（Closure Report）、⑤公開の流れを経る<sup>(46)</sup>。

### (1) 申立て、調査不要又は開始の決定

法令遵守担当官に対する不服申立て又は調査の申立ては、議員、IPSA又は一般国民が、書面により、理由及び関連性のある証拠を添えて、ウェブサイトの申立てフォーム、電子メール又は郵送により提出する。法令遵守担当官は、調査を開始するか否かの事前調査を行い、申立てが、①軽微又は申立ての濫用の場合、②法令遵守担当官が既に調査を行った事案の場合、③匿名によるもので十分な理由がない場合、④他の公的機関による調査又は刑事若しくは民事の手続が進行中の場合に該当するときは、調査を行わないことを決定し、その旨を通知する。調査を開始することを決定したときは、関係議員、IPSA及び申立人に対し、その旨及び調査対象の概要を通知する。なお、法令遵守担当官は、申立てによるほか、職権により調査を開始することもできる。

### (2) 暫定的所見

法令遵守担当官が調査に着手したときは、関係議員及びIPSAに対し、15営業日以内に必要

(44) “Requesting a Review.” Compliance Officer for IPSA website <<http://www.parliamentarycompliance.org.uk/requestingareview/Pages/default.aspx>>

(45) 行政決定に対する不服申立てを審査する機関。第一審審判所は、事実問題（question of fact）を含め行政決定の実態的当否に関する審査（merits review）が可能とされる。上級審判所（Upper Tribunal）に対する上訴は、原則として第一審審判所の決定の法律事項（point of law）に限って認められる。上級審判所の決定に関する上訴は、控訴院（Court of Appeal）に対してなされる。ロバート・トーマス（洞澤秀雄訳）「イギリスにおける審判所と移民に係る司法審査」『南山法学』42(2), 2019.2, p.200; 長内祐樹「行政的正義と瑕疵概念構造の相互関係」榊原秀訓編著『現代イギリスの司法と行政的正義—普遍性と独自性の交錯—』日本評論社, 2020, pp.122-124.

(46) *Procedures for Investigations by the Compliance Officer for IPSA*, 3rd ed., January 2015. Compliance Officer for IPSA website <[http://www.parliamentarycompliance.org.uk/transparency/Documents/Procedures%20for%20Investigations%20of%20the%20Compliance%20Officer%20for%20IPSA%20\(3rd%20Edition\).pdf](http://www.parliamentarycompliance.org.uk/transparency/Documents/Procedures%20for%20Investigations%20of%20the%20Compliance%20Officer%20for%20IPSA%20(3rd%20Edition).pdf)> なお、2015年1月に定められた現行調査手続は、現在、見直しが進められている。“Compliance Investigations Consultation.” IPSA website <<https://www.theipsa.org.uk/compliance-investigations-consultation>>



な情報の提供を要求する。正当な理由なく要求に応じないときは、1,000ポンドを超えない額の過料に処すことができる。また、関係議員及びIPSAに対し、弁明を行う機会を与える。このとき、法令遵守担当官は、関係議員及びIPSAに対し、受領した全ての関連情報を提供する。

暫定的所見には、(1)で通知した調査対象の概要、収集した証拠、弁明の内容、暫定的な結論及び勧告を記載し、関係議員及びIPSAに対し、写しを送付する。あわせて、関係議員及びIPSAに対し、再弁明の機会を与える。また、関係議員及びIPSAに対し、他の者の弁明書を送付する。

### (3) 所見

所見には、(1)で通知した調査対象の概要、収集した証拠、弁明の内容、結論、勧告及びIPSAに対する返金の指示を記載し、申立人、関係議員及びIPSAに対し、写しを送付する。所見に記載された返金の指示に不服があるときは、議員は、28日以内に、第一審審判所租税室に対し、不服申立てができる。

### (4) 終了報告

調査が終了したときは、関係議員と締結したIPSAに対する返金に関する契約及び返金された額を記載した終了報告を、申立人、関係議員及びIPSAに対して交付する。

### (5) 公開等

法令遵守担当官は、調査開始の通知、暫定的所見又はその概要、関係議員と締結したIPSAに対する返金に関する契約、所見又はその概要、終了報告、過料に係る通知をウェブサイトにおいて原則として公開する。

法令遵守担当官は、調査により得た情報や過料等の情報を議会倫理基準コミッショナー (Parliamentary Commissioner for Standards) に提供する。議会倫理基準コミッショナーは、議員の倫理基準を定めた行為規範 (Code of Conduct) 違反に該当するかについて調査を行っており、IPSAを含む三者の間で協定が締結されている<sup>(47)</sup>。

## 4 活動実績

法令遵守担当官の審査及び調査の実績は、表2及び表3のとおりである。

不当な支払に関する調査の申立ては一般国民からが多い。また、事前調査を経て調査が実施されるのは、本格的に業務を開始した2011-12年度を除き、1年当たり0～3件にすぎない。

表2 IPSAの決定の審査

年度	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20
件数	2	1	3	1	11	5	3	1	2 <sup>(注)</sup>

(注) 5件の申立てがあり、うち2件を実施した。

(出典) IPSA, *Annual Report and Accounts*. IPSA website <<https://www.theipsa.org.uk/annual-reports>> 所載の各年度版を基に筆者作成。

(47) *Joint Statement of the Independent Parliamentary Standards Authority, the Parliamentary Commissioner for Standards and the Compliance Officer for IPSA*, 20 January 2015. <<http://www.parliamentarycompliance.org.uk/transparency/Documents/Joint%20Statement%20with%20regard%20to%20IPSA%20and%20the%20Parliamentary%20Commissioner%20for%20Standards.pdf>>

表3 不当な支払に関する調査

年度	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20
前年度継続件数	34	2	3	0	10	3	4	6	4
申立件数	42	24	23	40	24	25	54	41	29
終了件数	75	23	26	30	31	24	52	43 <sup>(注2)</sup>	33
事前調査 終了件数	32	23	25	29	31	21	52	42	30 <sup>(注3)</sup>
調査終了 件数	43	0	1	1	0	3	0	1	3 <sup>(注3)</sup>
次年度継続件数	1 <sup>(注1)</sup>	3	0	10	3	4	6	4 <sup>(注2)</sup>	0

(注1) 2012-13 年度版の前年度継続件数と数値が異なるが、2011-12 年度版の記載のとおりとした。

(注2) 2018-19 年度版では、終了件数 42、次年度継続件数 5 との記載もあるが、2019-20 年度版の前年度継続件数との整合性を考慮した。

(注3) 2019-20 年度版は事前調査終了件数及び調査終了件数が掲載されていない。ここでは、事前調査終了件数は終了件数から調査実施件数を差し引いた数、調査終了件数は調査実施件数を記載した。

(出典) IPSA, *Annual Report and Accounts*. IPSA website <<https://www.theipsa.org.uk/annual-reports>> 所載の各年度版を基に筆者作成。

### Ⅲ 刑事罰

2009 年議会倫理基準法により、議員が、議員手当の請求に当たり、虚偽の情報又は重要な点で誤解を生じさせる情報と知りながら当該情報を提供する罪が規定され、陪審によらない有罪判決の場合は、12 か月を超えない拘禁刑若しくは法定最高限度額を超えない罰金又はその併科となる。陪審による有罪判決の場合は、12 か月を超えない拘禁刑若しくは罰金又はその併科となる<sup>(48)</sup>。ただし、イングランド及びウェールズにおいて 2003 年刑事裁判法 (Criminal Justice Act of 2003) 第 154 条第 1 項の施行前に行われた犯罪及び北アイルランドにおいては、6 か月を超えない期間となる。

また、IPSA、法令遵守担当官、ロンドン警視庁警視総監 (Commissioner of Police of the Metropolis) 及び公訴局長官 (Director of Public Prosecutions) との間で協定が締結されている<sup>(49)</sup>。その内容は、IPSA 又は法令遵守担当官が議員又は議員秘書による犯罪を疑うに足りる事由があると認めるときは、ロンドン警視庁の助言を求め、当該事由を通知し、その求めに応じて関連する文書を提出すること、ロンドン警視庁による捜査が開始されたときは、法令遵守担当官に

(48) 2009 年議員経費スキャンダルでは、3 名の下院議員及び 1 名の上院議員による虚偽の会計報告に基づく議員手当請求に対し、1968 年セフト法 (Theft Act 1968) が適用され、第 17 条第 1 項 (b) に規定する罪 (False accounting) で有罪となった。被告人は、1688 年権利章典 (Bill of Rights [1688]) 第 9 条 (言論、討議、議事の自由) 及び議会の排他的管轄権を理由に刑事訴追されないと主張したが、最高裁判所は、議員手当請求は 1688 年権利章典第 9 条に規定する「議会における議事 (proceedings in Parliament)」に該当せず、議員手当請求に関し刑事訴追することは、議会の排他的管轄権と衝突するものではないと判示した。R v Chaytor and others (Appellants) [2010] UKSC 52.

(49) *Joint Statement by the Independent Parliamentary Standards Authority and the Compliance Officer for the Independent Parliamentary Standards Authority*. <<http://www.parliamentarycompliance.org.uk/transparency/Documents/Joint%20Statement%20with%20regard%20to%20the%20Metropolitan%20Police%20and%20DPP.pdf>>

よる調査は停止すること等となっている<sup>(50)</sup>。なお、刑法犯について議員の不逮捕特権はない<sup>(51)</sup>。

## IV 2015年下院議員リコール法

### 1 経緯

下院は、議員の非違行為について懲戒権を有し、議員の倫理基準を定めた行為規範違反については、議会倫理基準コミッショナー及び倫理基準委員会（Committee on Standards）による調査を経て、下院の議決により登院停止、歳費の支給停止又は除名の処分を行うことができる<sup>(52)</sup>。ただし、除名処分には慎重である<sup>(53)</sup>。なお、議員が有罪判決を受け、1年以上の拘禁刑又は拘置となったときは、失職する（1981年国民代表法（Representation of the People Act 1981））<sup>(54)</sup>。したがって、議員手当の不正請求に係るⅢの罪で有罪になっても議席は失わない。

議員経費スキャンダルを受け、2010年総選挙において、労働党、保守党及び自由民主党の主要3党は、下院議員リコール制度の導入の意向を表明した。総選挙後、保守党・自由民主党の連立合意において下院議員リコール制度の導入が掲げられ、2012年12月、政府から白書『下院議員リコール法草案』が提出された<sup>(55)</sup>。この草案は、政治及び憲法改革委員会（Political and Constitutional Reform Committee）において検討されたものの、除名処分の活用で十分との反対意見が示された<sup>(56)</sup>。これに対し、2012年10月と2013年7月に政府の応答が示され、直ちに除名処分とはならないものの、有権者の信頼を失う重大な非違行為を下院議員が行ったときにリコールを請求する権限を下院は持つべきであり、リコールは既にある下院の懲戒手続に沿った追加的な制裁として機能すると考えるとの見解が示された<sup>(57)</sup>。

2014年9月、政府から法律案が提出され、大きな修正もなく、2015年3月、2015年下院議員リコール法（Recall of MPs Act 2015）は成立した。

<sup>(50)</sup> 2015年4月以降、IPSAが警察に照会したのは7件であり、クリス・デイヴィース議員（Chris Davies）の事件（後述）も含まれる。IPSA, *Annual Report and Accounts for 2019-20*, *op.cit.*(17), p.80; "Police quiz Chris Davies MP over expenses claim," 20 July 2018. BBC website <<https://www.bbc.com/news/uk-wales-politics-44907508>>

<sup>(51)</sup> Natzler and Hutton, eds., *op.cit.*(24), pp.279-280; 幡新大実『イギリス憲法 I』東信堂, 2013, p.174.

<sup>(52)</sup> 議員経費スキャンダルがあった第54議会期（2005-2010）では、倫理基準特権委員会（Committee on Standards and Privileges. 現在の倫理基準委員会に相当）は、4議員に登院停止、25議員に返金請求、5議員に議場での陳謝、1議員に再就職助成手当（resettlement grant）の停止を勧告している。HM Government, *Recall of MPs: Draft Bill*, Cm 8241, December 2011, p.13. <[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/62227/Recall\\_of\\_MPs\\_Draft\\_Bill.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/62227/Recall_of_MPs_Draft_Bill.pdf)>

<sup>(53)</sup> 1900年以降、除名されたのは、1922年8月のホレーシオ・ボトムリー議員（Horatio Bottomley. 無所属。詐欺罪で有罪判決を受け、7年の拘禁刑に処せられたため）、1947年10月のガリー・アリガン議員（Garry Allighan. 労働党。議員が酔って情報提供に対して賄賂を受け取ったとする記事を出版したため）、1954年12月のピーター・ベイカー議員（Peter Baker. 保守党。文書偽造の罪で有罪判決を受け、7年の拘禁刑に処せられたため）の3人である。 *ibid.*, pp.13-14; Natzler and Hutton, eds., *op.cit.*(24), pp.232-233.

<sup>(54)</sup> その他の制定法上の欠格事由に、選挙運動における不正及び違法行為で有罪となった場合（1983年国民代表法（Representation of the People Act 1983）第173条）、破産の場合（1986年破産法（Insolvency Act 1986）第427条）、精神疾患を理由として保護のため6か月以上拘禁された場合（1983年精神健康法（Mental Health Act 1983）第141条）、1975年下院欠格事由法（House of Commons Disqualification Act 1975）に規定する公職に就く場合がある。反逆罪で有罪となり拘禁中の場合（1870年議席剥奪法（Forfeiture Act 1870））は議席剥奪となる。HM Government, *op.cit.*(52), pp.14-15.

<sup>(55)</sup> *ibid.*

<sup>(56)</sup> 政府草案、政治及び憲法改革委員会の意見及びこれに対する政府の回答の詳細を含め、2015年下院議員リコール法については、小松浩『議会制民主主義の現在—日本・イギリス—』日本評論社, 2020, pp.55-74も参照。

<sup>(57)</sup> Deputy Prime Minister, *Government Response to the Report of the Political and Constitutional Reform Committee on the draft Recall of MPs Bill*, Cm 8640, July 2013, p.13. <[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/235923/8640.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/235923/8640.pdf)>



## 2 制度の概要

### (1) 対象議員

以下のいずれかに該当する議員は、リコールの対象となる。

- ① 任期中にイギリスで有罪となり、拘禁刑又は拘置の判決又は決定を受け、確定した場合
- ② 倫理基準委員会からの報告書を受け、下院が少なくとも 10 会議日又は 14 日以上登院停止を決定した場合
- ③ 議員手当の請求に当たり、虚偽の情報又は重要な点で誤解を生じさせる情報と知りながら当該情報を提供する罪で有罪となり、確定した場合

### (2) 手続

裁判所は、①及び③があったときは、下院議長に対し通知する<sup>(58)</sup>。下院議長は、議員が上記①から③までのいずれかに該当した場合は、当該議員の選挙区のリコール請求管理官 (petition officer. 選挙管理官 (returning officer) が兼ねる。) にその事実を通知する。ただし、総選挙の投票予定日の 6 か月以内の場合、他のリコール請求の対象となっている場合又は当該議員が既に失職、死亡若しくは辞職している場合は通知を行わない。

リコール請求管理官は、下院議長の通知を受けてから、合理的に可能な限り速やかにリコール請求に対する署名場所を、原則として 10 営業日以内に署名期間の開始日を決定し、選挙区内の署名資格を有する者 (下院議員選挙の投票資格を有し、登録した者である。以下「有権者」という。) に通知する。署名場所は選挙区内に最大で 10 か所設けられ、署名期間は 6 週間、月曜から金曜 (祝日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時までである (合理的な範囲で延長しなければならない)。署名場所は選挙の投票所と同様に運営され、有権者は、署名用紙に署名を記載して投票箱に投入する<sup>(59)</sup>。郵便及び代理によることもできる。

下院議長の通知があった日から誰でもリコール運動ができるが、運動にかかる費用が 500 ポンド以上の場合、当該選挙区外を含む全ての有権者、登録政党等に限られ、選挙委員会に登録しなければならない、1 万ポンドまでの費用上限がある。

リコールは、当該議員の選挙区の有権者の 10% が署名した場合に成立する<sup>(60)</sup>。リコール請求管理官は、リコール請求の結果を下院議長に通知する。リコール成立の通知があったときは、当該議員は失職する。なお、失職した当該議員がリコール成立に伴う補欠選挙に立候補することは認められている。

### (3) 実施例

これまで、リコール請求が実施されたのは、3 件である (表 4)。うち 1 件は、保守党のクリ

<sup>(58)</sup> 以下、リコール手続については、Neil Johnston and Richard Kelly, "Recall elections," *House of Commons Library Briefing Paper*, No.5089, 14 October 2020, pp.6-14. <<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN05089/SN05089.pdf>>

<sup>(59)</sup> 選挙と同様に、署名用紙を受け取る際、北アイルランドにおいては、写真付きの身分証明書の提示を求められる。

<sup>(60)</sup> リコールに必要な署名の数を当該選挙区の有権者数の 10% とすることは、連立合意や政府草案において示されていた。当時の平均的な選挙区では、約 6,800 人に相当し、比較的低いことから、草案を検討した政治及び憲法改革委員会は、郵便投票や代理投票による操作により悪用されやすいとして、20% に引き上げることを勧告したが、政府は、20% に引き上げる十分な証拠はないとして、10% のままとした。HM Government, *op.cit.*(52), p.9; Richard Kelly and Isobel White, "Recall of MPs Bill 2014-15: Bill No 94 of 2014-15," *House of Commons Library Research Paper*, 14/53, 9 October 2014, pp.15-16. <<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/RP14-53/RP14-53.pdf>>; Deputy Prime Minister, *op.cit.*(57), p.11.



ス・デイヴィース（Chris Davies）議員が、2016年3月、事務所に飾る写真の代金700ポンドについて、職務開始手当（Start-up Expenditure）<sup>(61)</sup>から支払を受けようとしたところ、予算の残額が不足していたため、領収書を偽造し、450ポンドを職務開始手当から、250ポンドを事務所費用手当（Office costs）から支払を受けようとして有罪となった事件に関するものである<sup>(62)</sup>。必要数の約2倍の数の署名を獲得してリコールは成立し、同議員は失職した。その後、2019年8月1日の補欠選挙に保守党から立候補したが、落選した<sup>(63)</sup>。

表4 リコール請求の実施例

議員名	事由	署名期間	成立署名数	獲得署名数	結果等
イアン・ペイズリー (Ian Paisley) (民主統一党)	行為規範違反による 30会議日の登院停止	2018年8月8日 ～9月19日	7,543	7,099	不成立
フィオナ・オナサンヤ (Fiona Onasanya) (労働党)	裁判誤導罪（perverting the course of justice）で 有罪。3か月の拘禁刑	2019年3月19日 ～5月1日	6,967	19,261	成立 補欠選挙（2019 年6月6日）に 立候補せず。
クリス・デイヴィース (Chris Davies) (保守党)	議員手当請求に当たり 虚偽の情報を提供した 罪で有罪。罰金1,500 ポンド及び奉仕活動 50時間	2019年5月9日 ～6月20日	5,303	10,005	成立 補欠選挙（2019 年8月1日）に 立候補し、落選

（出典）Neil Johnston and Richard Kelly, “Recall elections,” *House of Commons Library Briefing Paper*, No.5089, 14 October 2020, pp.15-21. <<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN05089/SN05089.pdf>> を基に筆者作成。

## おわりに

2009年以降のイギリスにおける下院議員の歳費及び手当に関する制度の改革について、国民の評価として、議員経費の状況は改善したとの回答が55%、悪くなったとの回答が14%との世論調査（2011年5月）がある。この背景に、IPSA及び手当のスキームに対する信頼があるとする<sup>(64)</sup>。別の世論調査では、議員経費に関する制度はもっと厳しくすべきという回答が69%、適切とする回答が13%との結果（2012年10月）<sup>(65)</sup>もある。

議員等の評価としては、IPSAが毎年実施している利用者アンケートによると、議員及び議員秘書でIPSAの対応に満足しているとは回答しているのは25%にすぎない（2019-20年度。議員10%、議員秘書29%）<sup>(66)</sup>。オンライン請求システムによる償還請求作成にも相当の時間を要

(61) 職務開始手当は、導入当初は独立していたが、2017-18年度以降は事務所費用手当に追加された（Start-up Supplement）。Kelly, “Members’ pay and expenses and ministerial salaries 2019/20,” *op.cit.*(23), p.31.

(62) “Tory MP Chris Davies guilty of false expenses claim,” 22 March 2019. BBC website <<https://www.bbc.com/news/uk-wales-47667080>>; Johnston and Kelly, *op.cit.*(58), pp.20-21. なお、この事件は、議員手当請求に当たり虚偽の情報を提供した罪により起訴された初めての事件である。

(63) “Brecon and Radnorshire by-election: Lib Dems beat Conservatives,” 2 August 2019. BBC website <<https://www.bbc.com/news/uk-wales-politics-49200636>>

(64) National Audit Office, *Independent Parliamentary Standards Authority: The payment of MPs’ expenses*, Session 2010-2012, HC 1273, 7 July 2011, p.18. <<https://www.nao.org.uk/wp-content/uploads/2011/07/10121273.pdf>>

(65) Anthony Wells, “MPs expenses, again,” October 23, 2012. YouGov website <<https://yougov.co.uk/topics/politics/articles-reports/2012/10/23/mps-expenses-again>>

(66) IPSA, *Annual Report and Accounts for 2019-20*, *op.cit.*(17), p.14. 前年度の68%（議員33%、議員秘書72%）と比べて大きく悪化している。

するという<sup>(67)</sup>。請求提出から支払までに要する時間は短縮傾向にあり、償還が認められない事例や返金が求められる事例は極めて少ない（I3(2)(iv)を参照）。それでも、議員の約半数は、手当の支払対象となる場合であっても、少額であること、請求手続が複雑であること、時間がかかりすぎることに、請求内容が公表されることなどを理由に償還請求を断念することがあるという<sup>(68)</sup>。償還手続の負担が議員活動の妨げにならないよう、更なる改善が望まれている。会計検査院からは、独立した機関が規制的業務と運営的業務を行うIPSAの仕組みは国際的にも珍しく、これが議員との関係を難しくしているとの指摘がある<sup>(69)</sup>。国民の世論のプレッシャーが薄れたとはいえないものの、現行制度が維持できるかは、IPSAがその独立性を損なうことなく議員との関係を向上できるかにかかっているといえよう<sup>(70)</sup>。

イギリスに限らず、議員手当の不正受給が問題となった国では、国民の批判や政治不信を受け、制度の透明化・厳格化が進められており、イギリスの制度はそのモデルとして取り上げられることもある<sup>(71)</sup>。

議員歳費及び手当は、議員の職務の遂行を保障し、多様な人材が議員になるためにも不可欠なものであり、国民の理解を得るためにも、適切な制度の構築が求められているといえよう。

(やすだ たかこ)

(67) 2019年の利用者アンケートによると、1か月当たり0～2時間が17.6%、2～4時間が18.4%となっているが、10時間以上との回答も15.5%あり、前年度から所要時間が大幅に増えている。2019年にオンライン請求システムが新しくなったことの影響があると指摘されている。IPSA, *Findings from the Annual Survey of MPs and their staff*, 2019, pp.5-6, 14. <[https://assets.ctfassets.net/nc7h1cs4q6ic/4Zc9edCVvGcgCs6haAcF5b/7301ee62353fb890be9b47834b24586d/Findings\\_from\\_the\\_Annual\\_Survey\\_of\\_MPs\\_and\\_their\\_staff\\_2019.pdf](https://assets.ctfassets.net/nc7h1cs4q6ic/4Zc9edCVvGcgCs6haAcF5b/7301ee62353fb890be9b47834b24586d/Findings_from_the_Annual_Survey_of_MPs_and_their_staff_2019.pdf)>

(68) *ibid.*, pp.7, 15.

(69) National Audit Office, *op.cit.*(64), p.39.

(70) 将来的に運営的業務を下院事務局に戻すことや民間委託する可能性を指摘するものとして Gay, *op.cit.*(14), p.194.

(71) オーストラリアでは、2016年の閣僚による旅費の不正請求事件を受け、IPSAを参考に、2017年1月、議員等の旅費の監査を行う独立機関（Independent Parliamentary Expenses Authority）を設置した。芦田淳「【オーストラリア】連邦議会議員等の旅費に係る監督機関の設置」『外国の立法』No.271-1, 2017.4, pp.22-23. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_10322299\\_po\\_02710111.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10322299_po_02710111.pdf?contentNo=1)>

別表 1 下院議員の歳費及び手当 (2020-21 年度) の概要

費目	対象となる者	金額 <sup>(注1)</sup>	概要 <sup>(注2)</sup>
歳費 (Salary)	全議員	81,932 ポンド	
役職給	議長 副議長 (歳入委員長) 副議長 (歳入委員長代理) 与党院内幹事長 与党院内幹事 与党院内幹事補佐 野党第一党党首 野党院内幹事長 野党院内幹事補佐 特別委員長 一般委員長団の構成員	(2019-20) 78,258 ポンド (同上) 41,981 ポンド (同上) 37,398 ポンド (同上) 34,087 ポンド (同上) 34,087 ポンド (同上) 19,880 ポンド (同上) 19,880 ポンド (同上) 65,171 ポンド (同上) 34,087 ポンド (同上) 19,880 ポンド (同上) 19,880 ポンド (同上) 16,422 ポンド 16,422 ポンド	副議長は下院から支給され、特別委員長及び一般委員長団の構成員は IPSA から支給され、それ以外は、内閣府から支給される。なお、与党院内総務は通常、閣僚の一員のため、ここには掲げない。
住居手当 (賃借費用) (Accommodation rental costs)	ロンドン地域外の議員で ロンドン地域に住居を賃 借している者 ロンドン地域外の議員で ロンドン地域外に住居を 賃借している者	23,010 ポンド 16,120 ポンド	ロンドン地域に適当な物件を無償貸与されている者は対象外。 宿泊費用 (1 日当たりロンドン地域は 175 ポンド、ロンドン地域外は 150 ポンドまで (付 加価値税込み))、賃借費用のほか、関連費用として次の費用が含まれる。光熱水費、 住民税 (Council Tax)、地代、建物保険料、警備費用、電話回線設置費用及び回線使 用料、ブロードバンド回線設置費用及び使用料。ただし、関連費用には、次の費用は 含まれない。クリーニング費用、ガーデニング費用、家具の購入及び修繕費用、家財 保険、有料テレビ又はテレビライセンス。
扶養家族を有する議員の住居手当 (賃借費用) の上限引上げ		5,435 ポンド	住居手当 (賃借費用) の上限を扶養家族 1 人当たり 5,435 ポンドずつ引き上げること ができる (3 人まで)。
住居手当 (関連費用) (Accommodation associated costs only)	ロンドン地域外の議員	5,410 ポンド	ロンドン地域に物件を有しており、関連費用のみの請求の場合。
ロンドン地域手当 (London Area Living Payment (LALP))	ロンドン地域選出議員	4,090 ポンド	ロンドン地域に適当な物件を無償貸与されている者は対象外。
追加ロンドン地域手当 (Additional LALP)	ロンドン地域のうち 23 の 選挙区選出議員	1,450 ポンド	ロンドン地域に適当な物件を無償貸与されている者は対象外。
事務所費用手当 (Office costs)	ロンドン地域選出議員 ロンドン地域外の議員	28,800 ポンド <sup>(注3)</sup> 25,910 ポンド <sup>(注3)</sup>	選挙区事務所運営に必要な費用。予算内であれば、複数の事務所の費用を請求する ことができる。ただし、次の費用は含まれない。アルコール飲料、下院から支給され る文房具、ニュースレター、政党の政治ロゴ及びエンブレムを含むもの (ウェブサイ トを除く)、個人的な会計又は税務上の助言。なお、初当選した議員には、当選年度 に限り事務所費の予算に 6,000 ポンド追加される (Start-up supplement)。

秘書雇用手当 (Staffing costs)	ロンドン地域選出議員 ロンドン地域外の議員	188,860 ポンド <sup>(注4)</sup> 177,550 ポンド <sup>(注4)</sup>	議員秘書 (実習生を含む。) の雇用に必要な費用。 給与のほか、雇用保険料、福利厚生費、研修費等を含む。給与は、秘書の職能に応じた基準が定められ、モデル契約書が公表されている。2017年6月9日以降に新たに秘書として雇用された配偶者、両親又は子等の親族の費用は、対象外。 落選、引退又は辞職した議員が業務を終了するための費用。
清算費用手当 (Winding up costs)	落選、引退又は辞職議員で ロンドン地域選出の者 ロンドン地域外の者	57,150 ポンド 53,950 ポンド	
清算手当 (Winding up payment)	解散の時点で議員の身分 を有し、総選挙に同じ選挙 区に立候補し、落選した者 又は任期満了前の総選挙 で立候補しなかった者	歳費の2か月分	
落選手当 (Loss of Office payments)	解散の時点で議員の身分 を有し、総選挙に同じ選挙 区に立候補した前議員で、 議席を失った時点で2年以 上議員であった者	法令で定める失業給付額 の2倍	落選した前議員が、次の職を得るまでの費用。
旅費・燃料費	議員、その家族及び議員秘 書		住居から議会又は選挙区内の事務所への通勤費用は対象とならない。ただし、ロンドン地域外の議員が住居手当を請求しない場合は、議会までの通勤費用は対象となる。海外は、ヨーロッパ諸国まで (休会中の召集の場合は、全ての国) が対象となる。公共交通機関：償還請求できるのはエコノミークラスの額まで。 燃料：1マイルにつき、10,000マイルまで45ペンス、それを超える場合は25ペンス。 タクシー：公共交通機関がない場合、妊娠、障害を有する場合、病気、怪我の場合、議事が午後10時以降に及んだ場合。 宿泊費用：議事が午後10時以降に及んだ場合、ロンドン地域は175ポンド、ロンドン地域外は150ポンドまで。
その他の手当			障害がある議員等のための障害を理由とする費用の補助、警備費用の補助等。

(注1) 歳費及び役職給を除く費目が手当に該当し、額は請求上限額。1ポンドは約141円。令和3年3月分報告書令レートに基づく。

(注2) 手当については、議員本人、配偶者、両親、子等の親族等から購入又は賃借した費用の償還請求は認められない。

(注3) 新型コロナウイルス感染症対応のため、2020-21年度は、議員秘書のテレワーク環境整備を目的として、更に10,000ポンドが追加された。

(注4) 2020-21年度は、新型コロナウイルス感染症に関連する必要性を直接の理由とする場合は、ロンドン地域選出議員は18,270ポンド、ロンドン地域外の議員は16,480ポンド上限を引き上げることができ。また、テレワークの議員秘書の電話代、通信費、電気設備費、光熱費などの費用を賄う在宅手当 (Homeworking allowance for staff) として、1か月当たり26ポンドが支給される。

(出典) "MPs' Pay & Pensions." IPSA website <<https://www.theipsa.org.uk/mps-pay-and-pensions>>; Richard Kelly, "Members' pay and expenses and ministerial salaries 2019/20," *House of Commons Library Briefing Paper*, No.8839, 3 March 2020, p.51. <<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-8839>>; House of Commons, *House of Commons Members Annual Accounts & Audit Committee Annual Report 2019-20*, HC 581, 6 October 2020, p.23. <<https://www.parliament.uk/globalassets/documents/commons-expenditure/members-annual-accounts/members-annual-accounts-and-audit-committee-annual-report-2019-2020.pdf>>; IPSA, *The Scheme of MPs' Business Costs and Expenses: 2020-21*, HC95, 12 March 2020. <<https://assets.ctfassets.net/nc7h1cs4q6ic/YNXhXGHBh6TxweD0IV2vu/6d3dbe993900961bb6eb8ee32cf6f5c4/scheme-2020-21.pdf>>; *idem*, *Addendum to the Scheme of MPs' Business Costs and Expenses: 2020-21*, HC555, 25 June 2020. <[https://assets.ctfassets.net/nc7h1cs4q6ic/2M2smGm3F01nxJ7hvqk7w/b49822f935739c49f8abac7e4e341458/Scheme-2020-21\\_No12\\_addendum.pdf](https://assets.ctfassets.net/nc7h1cs4q6ic/2M2smGm3F01nxJ7hvqk7w/b49822f935739c49f8abac7e4e341458/Scheme-2020-21_No12_addendum.pdf)>



別表2 上院議員の日当及び旅費等（2020-21年度）の概要

費目 <sup>(注1)</sup>	対象となる者	金額 <sup>(注2)</sup>	概要
日当	役職給が支給されない議員	323 ポンド 又は 162 ポンド <sup>(注3)</sup>	役職給が支給されない議員が対象。左記のいずれかの額又は辞退を選ぶことができる。
役職給	議長 上院副議長（全院委員長） 全院委員長代理 与党院内幹事長 与党院内副幹事長 与党院内幹事 野党院内総務 野党院内幹事長	104,360 ポンド (2019-20) 84,524 ポンド (同上) 79,076 ポンド (同上) 81,485 ポンド (同上) 70,969 ポンド (同上) 65,625 ポンド (同上) 70,969 ポンド (同上) 65,625 ポンド (同上)	上院議長、上院副議長及び全院委員長代理は、上院から支給され、それ以外は内閣府から支給される。与党院内総務は閣僚の一員であることが多い。ここには掲げない。
役職手当	主たる住所がロンドン外 主たる住所がロンドン	36,366 ポンド (2019-20) 4,030 ポンド (同上)	役職給受給者のみ。
旅費	役職給が支給されない議員 で住所がロンドン外の者 役職給が支給されない議員		本会議及び委員会に出席するため、上院事務局に登録した住所からの交通費を請求できる。 ウェストミンスター外の委員会及び議員派遣等に出席するため、上院事務局に登録した住所等からの交通費を請求できる。
	役職給受給議員（大臣を除く。）で住所が大ロンドン外の者		上院事務局に登録した住所からウェストミンスターまでの交通費を請求できる。本会議及び委員会の出席と関連はなく、通常は1週間に1度の復路に限られる。
	役職給が支給されない議員 で住所が大ロンドン外 の者の配偶者及び18歳未満の子		配偶者等が議会に出席する場合、上院事務局に登録した住所からウェストミンスターまでの交通費を請求できる。
秘書雇用手当	役職給受給議員の配偶者 及び18歳未満の子	7,804 ポンド	ウェストミンスターから上院事務局に登録した住所までの復路につき、年15回まで請求できる。
その他の手当	役職給受給議員		議会に関する事務に従事する秘書の費用を補助する。 障害がある議員のための障害を理由とする費用の補助、外国語習得の費用の補助等。

(注1) 上院議員は、歳費は支給されないが、役職給が支給される議員を除き、会議に出席した日の日当、旅費等が支給される。現在のスキームは、2010年7月20日の上院決議 (House of Lords, Hansard, vol.72(34), cols.945-946 (20 July 2010)) により了承された上院委員会報告書 (House of Lords House Committee, Financial Support for Members of the House of Lords, Session 2010-11, HL Paper 18, 13 July 2010.) に基づいている。同報告書は、上級公務員給与審議会報告書 (2009年11月24日公表) 及び同報告書を検討するた  
めの上院に設置された臨時ワーキンググループ報告書 (2010年6月28日公表) を踏まえてまとめられた。2010年に改められるまでは、出席手当 (Daily subsistence, 本会議及び委員会に出席した1日当たり86.5ポンド)、宿泊手当 (Overnight subsistence, 主たる住所が大ロンドン外にある議員に対し、宿泊費として1日当たり174ポンド)、事務所費用手当 (Office costs, 1日当たり75ポンド)、旅費 (Travelling expenses, 主たる住所から本会議及び委員会に出席するための費用 (5マイル以上) も含む。) が支給されていた。2009年議員経費スキャンダルで、一部の上院議員が、居住実態がないにもかかわらず大ロンドンの住所を主たる住所として宿泊手当や旅費を請求していたことが問題となり、従来の出席手当、宿泊手当及び事務所費用手当を一括して日当として支払うことになった。支給事務は上院事務局財務部 (Finance Department) が所管しており、会計検査院長が外部監査を行う。全てのの上院議員の毎月の支給額は、上院ウェブサイトににおいて公表される。

- (注2) 日当以外は全て年額。1ポンドは約141円。令和3年3月分報告書令レートに基づく。
- (注3) 新型コロナウイルス感染症への対応による審議方法の変更を踏まえ、2020年5月6日上院決議 (House of Lords, *Hansard*, vol.803(55), cols.456-472 (6 May 2020)) により、会議において発言した者等 (遠隔参加の場合も含む。) は、1日につき162ポンドのみ請求可 (2020.4.21-9.1) とされた。同年7月22日上院決議 (House of Lords, *Hansard*, vol.804(94), cols.2220-2228 (22 July 2020)) により、本会議・委員会に出席し発言した者等には1日につき323ポンド又は162ポンド (各議員が選択)、ただし、遠隔参加の場合は、162ポンドのみ請求可 (2020.9.2-) に変更された。
- (出典) Lucinda Maer, "Financial Support for Members of the House of Lords," *House of Commons Library Standard Note*, No.5246, 23 August 2010. <<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN05246/SN05246.pdf>>; House of Lords, *Annual Report and Resource Accounts 2019-20 for the year ended 31 March 2020*, HL Paper 110, 21 July 2020, p.25. <<https://www.parliament.uk/globalassets/documents/hl-management-board/house-of-lords-annual-report-and-accounts-2019-20.pdf>>; Richard Kelly, "Members' pay and expenses and ministerial salaries 2019/20," *House of Commons Library Briefing Paper*, No.8839, 3 March 2020, p.52. <<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-8839/CBP-8839.pdf>>; House of Lords, *Guide to Financial Support for Members*, April 2019. <<https://www.parliament.uk/globalassets/documents/lords-finance-office/members-guide-apr2019.pdf>>; "House of Lords Members' Financial Support Explanatory Notes 2020-21." UK Parliament website <<https://www.parliament.uk/mps-lords-and-offices/members-allowances/house-of-lords/holallowances/explanatory-notes/202021/>>; House of Lords, *Financial support for Members: briefing note*. <<https://www.parliament.uk/globalassets/documents/lords-finance-office/2020-21/financial-support-for-members-briefing-note-2020-21.pdf>>